

養育医療の給付を申請される方へ～令和 7 年度～

■ 制度の概要

この制度は三鷹市にお住まいの乳児で、医師が入院養育の必要を認めた乳児に医療の給付を行うものです。
入院日から 3 か月以内に申請をお願いします。

■ 給付の対象等

1 給付の対象	三鷹市内に居住する未熟児で、指定医療機関に入院して、入院養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）であり、次の（1）又は（2）に該当する乳児（0歳児）が対象です。 （1） 出生時体重 2,000 グラム以下の乳児 （2） （1）以外の乳児で生活力が特に弱く、次のいずれかの症状がある乳児 ア けいれん、運動異常 イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常 エ 繰り返す嘔吐（おうと）などの消化器の異常 オ 強い黄疸（おうだん）
2 給付の内容	指定養育医療機関での入院治療費（ 保険診療 の自己負担分と入院時食事療養費）が給付の対象です。次にあてはまる費用は対象となりません。 ※養育医療の対象とならない医療費 （1）有効期間外の医療費 （2）通院医療費 （3）個室料、紙おむつ代、診断書代等の 保険適用外 の医療費については自己負担となりますので、医療機関の窓口でお支払いください。 ※養育医療券が送付される前に医療費を支払う場合は、精算方法等について医療機関に確認してください。（ 精算後の払い戻しはできません。 ） 保護者の収入に応じて費用の一部負担金が生じますが、三鷹市乳幼児医療費助成制度の対象となるため負担分の支払いは発生しません。
3 医療券の有効期限	養育医療意見書に記載されている 診療予定期間 に基づき有効期間を決定します。 （最長満 1 歳の誕生日の 前々日 まで） ※ 入院治療のみ 有効です。
4 医療機関	指定養育医療機関

■ **必要書類** 申請の際には以下のものをお持ちになり、**三鷹市総合保健センターに申請**してください。

1 養育医療給付申請書	保護者の方が 記入してください。
2 養育医療意見書	主治医 に記入してもらってください。 ※意見書の内容が不明確な場合、必要に応じて担当課から治療内容等を問い合わせる場合があります。
3 世帯調書	保護者の方が 記入してください。給付対象となるお子さんと同一世帯の方全員記入です。
4 住民税が課せられている方全員の個人番号（マイナンバー）確認書類と申請者本人の身分証明書	住民税が課せられている方全員の個人番号確認書類と、来所した保護者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、コピー可）をご持参ください。
5 同意書	世帯調書に書かれたご家族のうち、住民税が課せられている方全員記入（自ら署名する）してください。
6 住民税課税（非課税）証明書	※裏面の表 1 をご確認ください。
7 被保険者資格が確認できる書類（健康保険等の加入状況）	扶養義務者（健康保険加入予定の保護者）の資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの、有効期間内の健康保険証（令和 7 年 12 月 1 日まで）、または給付対象となるお子さんの加入状況が確認できる上記書類のいずれかをご持参ください。

【裏面もご覧ください】

■表1 住民税課税(非課税)証明書について

申請時期	住所地	証明書
令和6年7月 ～令和7年6月	令和6年1月1日時点で 三鷹市民だった方	令和6年度 の住民税課税(非課税)証明書をご提出ください。 <u>(同意書のご提出をいただいた方は不要)</u>
	※上記に当てはまらない方	前住居地で発行された令和6年度 の住民税課税(非課税)証明書(令和5年の住民税が記載されているもの)をご提出ください。
令和7年7月 ～令和8年6月	令和7年1月1日時点で 三鷹市民だった方	令和7年度 の住民税課税(非課税)証明書をご提出ください。 <u>(同意書のご提出をいただいた方は不要)</u>
	※上記に当てはまらない方	前住居地で発行された令和7年度 の住民税課税(非課税)証明書(令和6年の住民税が記載されているもの)をご提出ください。
前年(令和6年)に <u>外国で勤務</u> をしており、源泉徴収票を交付されていない方		戸籍の附票など、海外に滞在していた期間を確認できるものをご提出ください。
生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方		生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯であることの証明書をご提出ください。

■医療券交付までの流れ

申請書類を審査します。給付が決定すると、医療券が交付されます。

三鷹市総合保健センターの窓口へ申請書類を提出してから30日程度で発券されます。

※審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご了承ください。

■医療券を受け取ったら

指定医療機関の窓口にて**医療券と被保険者資格確認書類**(マイナンバーカードなど)を提示することにより医療の給付を受けることができます。

■その他

事項	備考
入院期間が延長する場合	継続協議書、継続意見書が必要になります。申請書類は三鷹市総合保健センターにありますのでご連絡ください。
転院する場合	転院前の病院では追加意見書、転院後の病院では新規申請と同様の書類が必要になります。三鷹市総合保健センターにご連絡ください。
市内転居または保険状況を変更した場合	医療券を持参し、三鷹市総合保健センターの窓口にお越しください。保険加入状況の変更の場合は、新しい被保険者資格確認書類を持参してください。
医療券を紛失した場合	再交付申請書の提出により再発行します。三鷹市総合保健センターにご連絡ください。
三鷹市外に転出する場合	転出後は三鷹市の医療券は使用できませんので、三鷹市総合保健センターに返却してください。転出後も養育医療を継続する場合は、転居先の自治体にお問い合わせください。
ひとり親の場合	戸籍全部事項証明書等の提出などにより、一部負担金に変更になる場合があります。ただし、三鷹市が行う乳幼児医療費助成制度の対象となるため保護者負担に変更はありません。

【お問い合わせ】

三鷹市総合保健センター

三鷹市新川 6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階

0422-46-3254